平成２２年（フ）第３号
福島県会津若松市五月町111番地の１　レジデンススズキ201号、前住所福島県会津若松市堤町17番１号　県営住宅５棟９号
債務者　古川　正道
１　決定年月日時　平成22年２月１日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第４号
福島県会津若松市五月町111番地の１　レジデンススズキ201号、前住所福島県会津若松市堤町17番１号　県営住宅５棟９号
債務者　古川　恭世
１　決定年月日時　平成22年２月１日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第３１号
埼玉県東松山市美土里町３番44号　みどりハイツ101
債務者　橋本　利男
１　決定年月日時　平成22年２月１日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第６７号
千葉県館山市上真倉2436番地の２
債務者　新倉由美子（旧姓川名）
１　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２１年（フ）第７１１号
新潟県新潟市東区宝町６番15号
債務者　長谷川篤夫
１　決定年月日時　平成22年２月１日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第７１２号
新潟県新潟市東区宝町６番15号
債務者　長谷川恵子
１　決定年月日時　平成22年２月１日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５号
新潟県新潟市東区大形本町５丁目６番51号　セジュール飛鳥Ⅱ　202号、前住所新潟県新潟市東区逢谷内３丁目１番30号　ダイアパレス逢谷内207号
債務者　藤田　史子
１　決定年月日時　平成22年２月１日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１７４号
新潟県胎内市江上277番地２　コーポカーボンディールＢ棟
債務者　長谷川啓二
１　決定年月日時　平成22年２月１日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２１年（フ）第６５９号
石川県白山市安田町55番地
債務者　橋　　敏子
１　決定年月日時　平成22年１月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第６６０号
石川県石川郡野々市町矢作３丁目89番地
債務者　島田　武士
１　決定年月日時　平成22年１月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第６８９号
金沢市窪１丁目199番地２　Ｖ・Ｗ寮Ａ103号室、従前の住所富山県中新川郡立山町米沢61番地の１
債務者　山本彦一郎
１　決定年月日時　平成22年１月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第６９０号
金沢市本町１丁目５番４号　リファーレ金沢1003号
債務者　山名さゆり
１　決定年月日時　平成22年１月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第６９３号
金沢市三ツ屋町ロ60番地１、従前の住所金沢市三口新町３丁目２番17号
債務者　丹波　優子
１　決定年月日時　平成22年１月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第６９５号
金沢市寺町４丁目11番15―２号、従前の住所金沢市南四十万１丁目146番地
債務者　青山　英一
１　決定年月日時　平成22年１月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第６９６号
金沢市高尾台４丁目147　コーポ隆101号室、住民票上の住所石川県白山市荒屋町と78番地１
債務者　井上　雅通
１　決定年月日時　平成22年１月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第７００号
金沢市額新保１丁目471番地　メゾンドしづか202号室、従前の住所金沢市富樫２丁目２番37号
債務者　寺下　　玲
１　決定年月日時　平成22年１月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第７０６号
石川県石川郡野々市町矢作１丁目65番地、従前の住所福井県福井市大瀬町第19号136番地
債務者　横山　浩史
１　決定年月日時　平成22年１月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
金沢地方裁判所